東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

告示
○令和六年度東京都補正予算の公表……（財務局主計部議案課）…一
規則（教）
○東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則……三
公告
○東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……（保健医療局健康安全部健康安全課）…三

告示

◉東京都告示第千四十八号

令和六年十月四日東京都議会の議決を得た令和六年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十五日

東京都知事　小池　百合子

令和６年度東京都一般会計補正予算

予　算　総　則

令和６年度東京都一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３７，６７２，２７１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，４９０，６７２，２７１千円と定める。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１号歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第２号繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第３号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正」による。

第１号　歳入歳出予算補正

歳入　（単位　千円）

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
14　繰越金		1,000	37,672,271	37,673,271
	01　繰越金	1,000	37,672,271	37,673,271
歳入合計		8,453,000,000	37,672,271	8,490,672,271

歳出　（単位　千円）

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
02 総務費		368,474,000	1,700,000	370,174,000
	06 区市町村振興費	112,439,306	1,700,000	114,139,306
04 生活文化スポーツ費		91,975,000	162,971	92,137,971
	01 生活文化スポーツ費	91,975,000	162,971	92,137,971
05 都市整備費		143,296,000	1,950,100	145,246,100
	02 都市基盤整備費	22,897,000	1,950,100	24,847,100
06 環境費		175,783,000	2,248,000	178,031,000
	02 環境保全費	156,215,000	2,248,000	158,463,000
07 福祉費		1,104,502,000	3,332,041	1,107,834,041
	02 生活福祉費	73,917,000	28,286	73,945,286
	03 子供・子育て支援費	482,489,000	1,420,210	483,909,210
	04 高齢者施策推進費	262,198,000	1,021,728	263,219,728
	05 障害者施策推進費	242,654,000	861,817	243,515,817
08 保健医療費		492,753,000	12,159,116	504,912,116
	03 医療政策費	52,864,000	8,862,754	61,726,754
	05 健康安全費	10,787,000	1,067,362	11,854,362
	06 感染症対策費	9,391,000	2,229,000	11,620,000
09 産業労働費		676,385,000	16,120,043	692,505,043

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
	02 産業労働管理費	2,872,000	14,981,020	17,853,020
	03 商工業振興費	580,188,000	1,139,023	581,327,023
歳出合計		8,453,000,000	37,672,271	8,490,672,271

第２号　繰越明許費補正

（単位　千円）

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
06 環境費			211,000	2,189,481	2,400,481
	02 環境保全費		211,000	2,189,481	2,400,481
		4 家庭等に対するＬＰガス価格高騰緊急対策事業	0	2,189,481	2,189,481
09 産業労働費			1,993,000	1,091,268	3,084,268
	03 商工業振興費		0	1,091,268	1,091,268
		1 中小企業特別高圧電力・工業用ＬＰガス価格高騰緊急対策事業	0	1,091,268	1,091,268
合計			95,418,000	3,280,749	98,698,749

第３号　債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正

（単位　千円）

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
140	萩山実務学校改築工事	令和　7 年度～令和　8 年度	1,698,092	708,189	2,406,281
314	災害廃棄物の広域処理支援に係るコンテナの整備	令和　7 年度～令和　8 年度	－	1,153,800	1,153,800
合計			703,457,668	1,861,989	705,319,657

規則（教）

東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十五日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第二十一号

東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則

東京都立学校非常勤職員規則（昭和二十六年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

公告

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第一条の五第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

令和六年十月十五日

東京都知事　小池　百合子

一　講習の開催日時及び会場等

(一)　開催日時

令和六年十二月三日（火曜日）午後一時から午後四時三十分まで

(二)　会場

東京都健康プラザハイジア四階　研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

㈢　定員

七十人

二　対象者

東京都ふぐ取扱責任者免許の取得を希望する者で、次の㈠及び㈡に掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

㈠　規則第一条の五で東京都知事が行うふぐ取扱責任者試験と同等の試験であると知事が認めた別表に掲げる対象自治体が実施した試験のいずれかに合格し、当該試験を実施した道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市の市長を含む。以下同じ。）のふぐの取扱いに係る免許等を受けている者

㈡　東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア　視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

イ　未成年者

ウ　精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ　条例第九条第一項第三号又は第二項の規定により東京都ふぐ取扱責任者免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三　講習内容

㈠　条例及び規則の規定

㈡　条例違反の事例等ふぐ取扱責任者として必要な事項

四　申込方法等

㈠　申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからウまでに掲げる書類等を添えて㈡の申込先まで、持参又は郵送により申し込むこと。

ア　別表に掲げる対象自治体が実施した試験のいずれかに合格したことを証する書類（合格通知書、合格証明書等）の写し

イ　当該試験を実施した道府県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証等の写し

ウ　返信用封筒（長形三号。郵便番号、住所及び氏名を記載し、百十円切手を貼ったもの）

㈡　申込先

郵便番号一六三―八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都保健医療局健康安全部健康安全課試験・免許担当（ふぐ取扱責任者担当）

㈢　申込締切日

令和六年十一月十五日（金曜日）（当日消印有効）

㈣　受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。

五　問合せ先

東京都保健医療局健康安全部健康安全課試験・免許担当

電話〇三（五三二〇）四三五八

別表

対象自治体	対象となる試験実施年月
北海道	令和四年五月以降
青森県	令和三年六月以降
宮城県	令和三年六月以降
秋田県	令和四年四月以降
山形県	令和四年四月以降
福島県	令和五年六月以降
茨城県	令和五年四月以降
栃木県	令和四年四月以降
群馬県	昭和六十一年十月以降令和三年九月以前
埼玉県	平成十五年四月以降
千葉県	昭和五十年九月以降
神奈川県	昭和六十一年十一月以降
新潟県	令和三年六月以降
富山県	平成二十二年十月以降
石川県	平成十八年十月以降
福井県	令和四年四月以降
長野県	平成五年十月以降
静岡県	昭和五十二年五月以降
愛知県	昭和五十一年七月以降
三重県	令和三年六月以降
滋賀県	昭和四十八年九月以降
京都府	昭和五十一年十月以降
大阪府	令和四年四月以降

兵庫県	令和三年六月以降
奈良県	昭和五十三年四月以降
和歌山県	令和四年七月以降
鳥取県	令和三年六月以降
島根県	令和三年六月以降
岡山県	平成二十八年四月以降
広島県	令和四年四月以降
山口県	昭和五十六年十月以降
徳島県	令和三年一月以降
香川県	平成十六年十月以降
愛媛県	昭和二十八年一月以降
高知県	昭和三十六年十月以降
福岡県	昭和五十四年四月以降
長崎県	令和三年六月以降
熊本県	昭和三十三年十月以降
大分県	令和二年四月以降
宮崎県	昭和三十三年十一月以降
鹿児島県	昭和三十五年四月以降
広島市	令和四年四月以降
青森市	令和三年六月以降
八戸市	令和三年六月以降

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号　101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。